

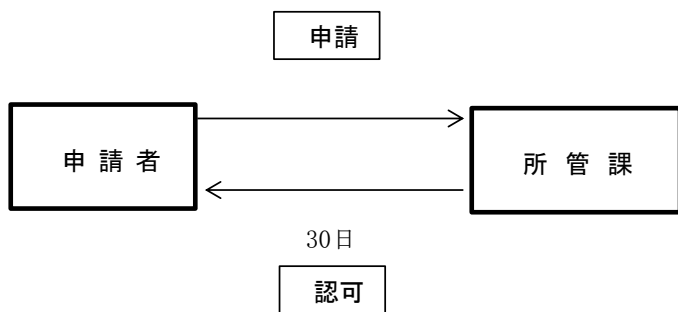
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 14

処 分 名	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可	
処 分 の 概 要	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置を認可する。	
根 拠 法 令 名	老人福祉法(昭和38年法律第133号)	
条 項	第15条第4項	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		30日
標 準 処 理 期 間	計	30日
判 断 基 準	<p>老人福祉法第15条第6項に該当する場合を除き、老人福祉法施行規則第3条を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 老人福祉法</p> <p>第15条第4項 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。</p> <p>老人福祉法施行規則</p> <p>第3条 法第十五条第四項の規定による認可を受けようとする社会福祉法人又は日本赤十字社は、前条第一項各号に掲げる事項及び資産の状況を記載した申請書を施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 前条第二項第一号に掲げる書類</p> <p>二 定款その他の基本約款</p> <p>三 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。